

# 九州クルーズ振興協議会規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本協議会は、「九州クルーズ振興協議会」と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、九州圏の諸都市、観光地、港湾の有機的な連携促進を図り、一体的にクルーズ客誘致や観光産業の活性化を推進するとともに、効率的で効果的なクルーズ振興を図ることにより、九州全体の地域振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クルーズ振興策の検討
- (2) クルーズ振興のための関係各分野間の連携推進
- (3) クルーズ客船誘致及び観光資源を活かした外客観光振興
- (4) クルーズ船見学会、市民クルーズ等クルーズイベントの実施
- (5) クルーズ振興に関する広報宣伝及び啓発活動
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本協議会は、次の団体等をもって組織する。

- (1) 九州運輸局、九州地方整備局及び国の関係機関
- (2) 地方自治体
- (3) 港湾関係団体
- (4) 観光関係団体
- (5) 交通関係団体
- (6) (社)日本外航客船協会
- (7) その他クルーズ振興に関心を寄せる団体、企業及び個人

(経費及び会計年度)

第5条 本協議会の運営経費は、年会費、協賛金、参加料及びその他の収入をもって充てる。

2. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条の2 年会費は、1万円を一口とし、会員は年会費として1口以上を納付しなければならない。

## 第2章 役員等

(役員)

第6条 本協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

(役員を選任)

第7条 会長は、本協議会会員の互選とする。

2. 副会長は、会員の中から会長が本協議会の承認を得て指名する。

(役員職務)

第8条 会長は本協議会を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 任期途中の就任者は前任者の残余期間とする。

(顧問)

第10条 本協議会の事業の円滑な推進を図るため、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長が指名し委嘱する。
3. 顧問は、本協議会に対し、第2条の目的を達成するために必要な意見を述べることができる。

(委員会)

第11条 本協議会は、第3条の事業を推進するため、事業ごとに委員会を設置することができる。

2. 委員会は、会員により構成し、運営方法等は委員会で決める。
3. 委員会会計は、委員会内で経理し、総会に報告する。

## 第3章 会議

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、会長が毎年1回招集する。また、会長が必要と認めるときには、随時これを招集することができる。

2. 議長は、会長が務める。
3. 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画(案)及び委員会の設置、廃止
  - (2) 事業報告
  - (3) 規約の制定及び変更
  - (4) その他重要な事項

4. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

#### 第4章 事務局

(事務局)

第13条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

#### 第5章 雑則

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長がこれを定める。

#### 附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成15年11月29日より施行する。

(会計年度)

2. 第5条の規定にかかわらず、最初の会計年度は、平成15年11月29日から平成16年3月31日までとする。
3. 第5条の2の規定は、平成19年6月21日から施行する。

(会費の特例)

4. 第5条の2の規定にかかわらず、会員に特別な事情がある場合は、当分の間、年会費の納付を猶予又は免除する。
5. 第4条(1)の一部改正(「及び国の関係機関」を挿入)は、平成21年5月25日から適用する。

(施行期日)

6. 幹事会の廃止に伴う、この規約は、平成22年6月2日より施行する。